

1. 業務の概要

関係法令に基づき国立劇場において建築物の点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施する。

建築設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、建築物及び建築設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を実施する。

2. 業務実施体制

- ① 本事業専任の業務責任者を配置すること。業務責任者は、建築物環境衛生管理技術者・第三種電気主任技術者資格以上・一級ボイラー技師以上・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械以上の有資格者で実務経歴 10 年以上の者とする。なお、業務責任者は、他の技術者及び業務従事者を兼ねることができる。
- ② 業務副責任者は業務責任者を補佐する者とし、第三種電気主任技術者資格以上・二級ボイラー技師・建築物環境衛生管理技術者・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械のうち 2 以上の有資格者で実務経歴 10 年以上の者とする。内 1 名は、業務責任者と別の資格（電気又は機械）の技術者とする。なお、業務副責任者は、他の技術者及び業務従事者を兼ねることができる。
- ③ 電気技術者は電気設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者とし、第三種電気主任技術者資格以上又は第一種電気工事士以上の有資格者で実務経歴 6 年以上の者とする。
- ④ 機械技術者は機械設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者とし、一級ボイラー技士以上の有資格者で実務経歴 6 年以上の者、かつ高圧ガス製造保安責任者第三種冷凍機械資格相当で実務経歴 6 年以上の者とする。
- ⑤ 業務担当者は、工業高等学校の電気科又は機械科の卒業生、若しくはこれと同等以上の学歴又は経験等を有する者で実務経歴 2 年以上の者とする。
- ⑥ 防災監視要員は防災センター技術要員講習修了者とする。
- ⑦ 業務を遂行するために関連する資格（ビル管理士・消防設備士・危険物取扱者等）の取得は一部の者とならないようにする。

3. 業務時間及び配置人数

8 時 30 分～17 時 30 分は業務責任者又は業務副責任者を配置すること。ただし、12 月 29 日から 1 月 1 日は、緊急時に対応可能な体制とすることで業務責任者又は業務副責任者以外でも可とする。

表 6—1

業務時間	8 時 30 分～17 時 30 時	17 時 30 分～8 時 30 分
配置人数	若干名	2 名

23 時～6 時の間は仮眠とすることができる

4. 運転・監視及び日常点検・保守業務の要求水準

- ① 建築保全業務共通仕様書（平成 30 年版）により業務を実施する。なお、表 6—2 の部分については読替え及び適用外とする。
- ② 建築保全業務共通仕様書に該当する部位及び機器等がない場合は、振興会と協議を行い業務計画書に定める。
- ③ 舞台関係設備については、【添付資料 5—2—4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」による。
- ④ 共用部については、「業務要求水準書」（資料—2）第 1 節. 総則 5. 業務の進め方（9）共用部の維持管理・運営に関する考え方 による。
- ⑤ 劇場客席椅子については、保守の措置を講ずることにより、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態を維持すること。
 点検周期：1 か月に 1 回
 点検内容：客席の座、背、肘、肢等の外観目視点検、動作確認、建付け等

表6-2

編、章、節	建築保全業務共通仕様書	読替え
第1編 総則		
【添付資料5-2-1】定期点検及び保守業務に係る要求水準 表1-1 第1編 総則による		

第3編 運転・監視及び日常点検・保守		
第1章 一般事項		
1.1.2 業務の条件	(a) 年間における業務を行わない日は、特記による。	(a) 年間における業務を行わない日は、ないものとする。
	(b) 施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。	(b) 施設の冷暖房の時期、始業終業時間及び設備運転時間は、次による。 運転時期 劇場エリア 冷房 4月下旬から10月下旬 暖房 11月中旬から3月下旬 劇場エリア以外 冷房 5月下旬から9月下旬 暖房 11月下旬から3月下旬 運転時間 9時～18時15分 以上を基準とするが、臨機に運転を行うものとし、劇場エリアは公演時間に合わせ延長するものとする。
	(c) 電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による	(c) サーバー室は、24時間空調、温湿度管理を行う。 収蔵庫は収蔵物に応じた温度及び湿度を一定に保ち、データローガーにより常時監視を行う。 記録用器材庫は空調による温湿度管理を行う。
1.1.5 点検の範囲	(a) 日常点検の対象部分、数量等は、特記による。	(a) 日常点検の対象部分、数量等は、振興会と協議のうえ、作業計画書で定める。
	(c) 点検に使用する脚立等は事業者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2m以上）は、特記による。	(c) 点検に使用する脚立等は事業者の負担とする。高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2m以上）は、振興会に確認のうえ、作業計画書で定め、事業者の負担により用いる。

第4章 機械設備		
第2節 冷熱源機器		
4.2.2 運転・監視記録	運転・監視記録の項目及び周期は、表4.2.2による。ただし、パッケージ形空気調和機及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機の記録の実施は、特記による。	運転・監視記録の項目及び周期は、表4.2.2による。ただし、パッケージ形空気調和機及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機の記録の実施は、振興会と協議のうえ、作業計画書で定める。

編、章、節	建築保全業務共通仕様書	読替え
第6章	搬送設備	
第1節	昇降機	
6.1.1 昇降機	ただし、付加装置の運転・監視及び日常点検・保守が必要な場合は、特記による。	ただし、付加装置の運転・監視及び日常点検・保守については、振興会と協議のうえ、作業計画書で定める。